

平成26年10月24日

第67回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第67回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成26年10月16日
告示番号 遠野市農業委員会告示第13号
会議年月日 平成26年10月24日
会議の場所 遠野市役所とぴあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農地係長 村上和男
副主幹兼
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第67回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午前9時30分

議長	<p>【開会】 ただいまから総会を進めますが、開会に先立ち遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いします。 先唱を、12番、多田和敏委員をお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに第67回遠野市農業委員会総会を開会します。 11番菊池敦子委員、13番綱木秀治委員、24番森川亦委員、27番君崎敬孝委員から欠席の旨の届け出があったので会長としてこれを許可したので報告します。なお、27番細川幸男委員は延着です。</p>
議長	<p>【事務事業経過報告】 つぎに、事務事業経過報告を、事務局長をして説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。 （以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略）</p>
議長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に係る届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい。議長。報告第1号についてご説明いたします。 （以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略）</p>

議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認め質疑を終結します。</p>
議 長	<p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局に報告いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。報告第2号についてご説明いたします。 (以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認め質疑を終結します。</p>
議 長	<p>【議事日程】 それでは、議案審議に入ります。</p>
議 長	<p>【日程第1】 日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に14番菊池正明委員、15番新田佐悦委員、会議書記に、事務局村上和男君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局にいたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案総括表について議案書3ページ、4ページになります。 (以下、「第67回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」により説明記載省略)</p>
議 長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第53号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。議案の朗読を省略し直ちに内容の説明をいたしますのでご了承願います。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第53号。 1番。●●町1筆132平方メートル。 譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。 2番。●●町2筆1,802平方メートル。 譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。売買です。 3番。●●町4筆1,479平方メートル。 譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。 4番。●●町2筆169平方メートル。 譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。交換です。 5番。●●町1筆211平方メートル。 譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。交換です。 1番。譲受人は要請し譲り受けるものです。 2番。譲渡人は離農するため要請し譲り渡すものです。 3番。譲受人は規模拡大のため要請し譲り受けるものです。 4番5番は、耕作の利便性を向上させるために交換するものです。 農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすものと考えら</p>

1 8 番 委 員	3 番の譲受人が●歳となっていますが、後継者はいますか。
6 番 委 員	6 番菊池です。子供たちは一緒には住んでおりません。●●さん夫婦二人の世帯です。そして、●●さんの考えとして規模拡大をする。ただ、耕作するは頼んでやりたい。従って、経営者と耕作者は別です。経営的に規模を拡大して経営をしたいという意味でございます。
議 長	よろしいですか。
1 8 番 委 員	はい。
議 長	<p>他にはございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。 お諮りいたします。議案第53号議案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって議案第53号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】 日程第3、議案第54号農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。議案第54号の説明をさせていただきます。ページは6ページになります。今回は6件の利用権の設定になりますが、農地中間管理機構である岩手県農業公社との利用権の設定となります。</p> <p>1 番。利用権を設定する者、●●市、●●●●。土地の所在、●●町、現況地目は、田。3,055平方メートル。契約期間は10年。賃借料は1反歩当たり10,000円ということになります。</p> <p>2 番。利用権を設定する者、●●町、●●●●。土地の所在は●●町●●●●地割●番●ほか計3筆、8,440平方メートル。10年間の賃貸借契約。賃借料は1反歩当たり8,800円。</p> <p>3 番。利用権を設定する者、●●町、●●●●。土地の所在は●●町●●●●地割●番●。計5筆、10,370平方メートル。10年間の賃貸借契約。賃借料は1反歩当たり10,000円。</p> <p>4 番。利用権を設定する者、●●町、●●●●。土地の所在、●●町●●●●地割●番●。合計6筆。15,518平方メートル。10年間の賃貸借契約。賃借料は1反歩当たり9,500円。</p> <p>5 番。利用権を設定する者、●●町、●●●●。土地の所在、●●町●●●●地割●番●。合計3筆。7,953平方メートル。契約期間は10年間。賃借料は1反歩当たり10,000円。</p> <p>6 番。利用権を設定する者、●●県、●●●●。土地の所在、●●町●●●●地割●番●。合計2筆。4,732平方メートル。10年間の賃貸借契約。賃借料は1反歩当たり10,000円。ということで、6件とも全て問題がないと考えてございますので、ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議 長	これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
1 4 番 委 員	14番菊池です。中間管理機構で利用権設定ということは今の流れですとこの段階で借り方が決まっています書類があがってきていると思うんですけども、ここには賃貸借料や面積が書かれているわけですけども、それ以外の条件というのが決まっているものがあるのなら教えていただきたい。

議 長	事務局答弁ねがいます。
事 務 局	はい。議長。条件的なものにつきましては、6件につきましては、借り方の見込みが ついているところがございます。条件的なものについてですけれども条件に必ず付され ているのは、契約期間10年以上となっておりますし、賃借料についても掲示があります ので、この部分以外については、それぞれの当事者同士のやり取りとなりますので、条 件的なものは特にはございません。
議 長	よろしいですか。
1 4 番 委 員	それぞれの部分は、中間管理機構は一応契約上起すわけですがけれども感知しないとう ことなんでしょうか。
議 長	はい。事務局。
事 務 局	はい。議長。感知しないというのは語弊がありますけれども、実際に貸し出す人、担 い手の方の橋渡しをしているのは実際に委託を受けている遠野市がやっておりますの で、遠野市の方で他の条件は承知しているということになります。
1 4 番 委 員	承知しているのは当然のことだと思います。それを決めないと貸し借りは合意できな いわけであって当然遠野市の中間管理機構でも賃貸借の価格以外のこともアンケート的 な形で決めてくださいという指示を出している訳ですがけれども、その内容が農業委員 会にオープンにならないとどういう利用条件で貸し借りしているのかとか今後にぜんぜん 繋がらないと思うんですけれども。そこをもう少し明らかにしてもらいたいです。
議 長	今の質問に対して、事務局答弁願います。
事 務 局	はい。議長。 例えばですけれども。賃借料を決定する上で、双方の合意の上で決定になるの が、その土地にある土地改良費或いは固定資産税等その土地に対する賦課金等がある土 地がございます。そういう場合はその分を賃借料に含めてください。というようなこと を、賃借料の中に含んだほうがいいですよという形で進んでこともございます。そのよ うなケースがある場合は今後、農業委員さん方にも条件的な部分でのお知らせをしな ければならない部分は出していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願 いいたします。
議 長	よろしいですか。
1 4 番 委 員	この会議での書類上のことですのでいいですがけれども、中間管理機構と農業委員 会との役割の分担、例えばアドバイザーも市に置いてちゃんとやっているわけです。貸 借りの条件の仲立ちをするうえで農業委員がどこまでやるべきなのか、中間管理機構 がどこまでやってくれるのか、もう少し明確にしていかないと農業委員としても動きづ らい部分があって、貸したいという人が中間管理機構に行ったら一般的な説明だけ受 けて、チェック表を渡されて戻されたということ。それでは結局何回も足を運ばなけれ ばならないような状態なので、もう少し貸し借りする人達が例えば3回運ぶのが1回で済 むような関わり方を農業委員会と中間管理機構とアドバイザーを含めて役割分担を正 確にしていくべきではないでしょうか。今後の課題として事務局を通じて検討を願 います。
事 務 局 長	はい。議長。
議 長	はい。事務局長答弁してください。

事務局長	<p>正明委員さんのほうからも出たご意見、非常に貴重な意見だと重みます。そのとおりのものであると思います。形式的な部分は議案のとおりでございますけれども借りる人、貸す人も行われる話し合い等につきましても今後の持って行き方、役割分担についてもこちらの方でも整理しまして、次の総会等にでも若干お示しをできるように進めて参りたいと考えております。</p>
議長	<p>今の説明でよろしいですか。</p>
14番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ほかにごいませんか。 はい。9番委員どうぞ。</p>
9番委員	<p>はい。9番昆野です。中間管理機構の件で確認したい。今回の中間管理機構の関係で出し手、受け手の人で、受けての人に対して当初意向調査されましたね。そのなかで、どこの地区を借りたいという意向調査があったという気がしていましたが、今、農地中間管理機構の関係で出て来た場合は出し手受け手がある程度決めて当事者同士で決まった場合にでてくるという形になった場合については、その考え方がどういった形に反映するのか。マスタープランとの関係では出し手受け手を最初から決めていると、マスタープランが生きてこないという気がするのですが、その辺はどのようなものですか。結局、虫食い状態に出てくる訳です。例えば私が何のだれがしに貸したいというようなことで決めてしまうと集積に関する調整ができないような気がするのです。分かる範囲で結構ですのでお示してください。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局長	<p>はい。ただいまの昆野委員さんの意向調査ということで、おそらくマスタープランを作成するためのエリアを括るための意向調査ということであったのかと受け止めたところでございますけれども。受け手と出し手をセットでというのは確かに中間管理機構に申出をする際は一応公募と。こういう方々が農地を希望しています。という公募する形になります。なかなか公募する募集するという形では、なかなか集積の方も進まないのではないかと。待っているだけではダメだということで、県内では受け手と出し手をセットでというのが望ましいと進めているところでございます。ただ、それではマスタープランの推進に支障をきたすのではということではございますが、そこはマスタープランが基本となつてございますので、出す人受ける人の意向は重要視しますが、今、地域集積協力金というものがあります。それは、地域の方で集積したならばその協力金が出るということでございますが、それを活用してマスタープランのエリア集積をする手法は検討中でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
9番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ほかには。1番委員どうぞ。</p>
1番委員	<p>はい。1番阿部です。前にも話しは確認したと思いますけれども賃借料の件で、今年度、米価が下落によって生産費と賃借料と計算していくと、農業で生活ができない状態が現実ですよ。その辺も賃借料にある程度反映することがあってもいいのではないのでしょうか。話しを聞くと来年度の米価も上がる要素がないということなので、多分3年くらいは現状若しくはこれより若干さがるのかな。となると、経営そのものがない部分が出てくると思うのです。今年になって田を作つて欲しいというような方もおりました。現実問題、小作料を払えない状況なんです。そこらへん事務局若しくは中間管理機構でも考えがあるのか無いのか。参考までに聞きたいと思つています。</p>

事務局 長	はい。議長。
議 長	はい。事務局。
事 務 局	はい。まず、賃借料について、どう反映していけたらというお話しだと思います。今回の利用権の設定、過去にも農地利用集積の決定がされてございますが賃借料につきましては、双方合意の上で改正することができます。今回の米価の下落に伴って下げる必要があれば下げていく。今までの農地利用集積計画では「物納」というものもございませぬので、物納ということも検討して、賃借料の検討をやられるようにお願いします。農地中間管理機構では、賃借料しかございませぬ。ですから物納をする場合は別に約束事を定めなければならないという現状がございませぬので賃借料ではなくとも物納ということで別に双方の合意の上でやっていただければと思っております。
議 長	はい。1番委員。
1 番 委 員	今年の稲刈りの最中に作って欲しいと相談があり、賃借料も払えないといったが、タダでもいいので作って欲しいという場合があったがどうすればいいものか。0円でいいものか。
事 務 局	はい。議長。双方合意の上であれば、0円というものもあります。利用権の設定ということ。
議 長	米価がこれだけ下落してきますと、みなさんも既に感じていらっしゃると思うんですけども、契約途中のなかで、今言った使用料の話し合いというものが出てくると思われます。対応していかなくてはならないと思っております。 実は、28日に県の方から要請があり国会議員に要望してくるわけですけども問題はいろいろな要請を今からしていくということはここでお知らせしておきます。 他に質問ございませぬか。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑を終結します。
議 長	議案第54号につきまして、議案どおり「可」とすることにご異議ございませぬか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第4】 日程第4、議案第55号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。
事 務 局	はい。議長。 議案第55号。ページは7ページになります。今回は2件の利用権の設定となります。この2件とも権利の種類として、農地中間管理機構である農業公社が利用権を設定していくものでございます。 1番、利用権の設定を受ける者。遠野市、●●●●。土地の所在、●●町●●●●地割 ●番●。合計3筆。5,356平方メートル。契約期間は県の配分計画公告の日から平成36年11月30日の10年間となります。賃借料は1反歩当たり4,600円。 2番、利用権の設定を受ける者。遠野市●●町、●●●●。土地の所在、●●町●●●●地割 ●番●。合計12筆。21,481平方メートル。契約期間は利用配分計画、県公告の日から平成36年11月30日まで10年間。賃借料は1反歩当たり10,000円。 本件につきましては、前回の総会において、農地利用集積計画の決定をいただいたもので今回県の農業公社、中間管理機構から来たものでございませぬので問題がないという

議 長	はい。事務局。
事 務 局	はい。お答えいたします。52平方メートルの部分でございますが、現状宅地に見える四角く括る部分の中に畑を作っていて畑の地目があったという部分でございます。建設にあたっては全体面積の923平方メートルのうち畑の部分が52平方メートルということでございます。宅地に連続している部分を転用して住宅を建築しようとするもので一部の用地ということです。52平方メートル以外は宅地でございます。
1 8 番 委 員	みなさんはこの書き方でわかりますか。
6 番 委 員	わかります。住宅等で集落に接続して設置と書いているのではないですか。
議 長	太田代委員よろしいですか。
1 8 番 委 員	はい。わかりました。
議 長	他に質疑ございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑がないようでございますので質疑を終結いたします。 お諮りいたします。議案第56号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり「可」とすることに決定いたしました。
議 長	【日程第6】 日程第6、議案第57号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局を求めます。
事 務 局	はい。議長。議案第57号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。 1 番。●●町。仮換地区域でございます。1筆。台帳207平方メートルでございます。仮換地指定面積につきましては199平方メートル。 譲受人。●●市、●●●●。譲渡人。●●市、●●●●。一般住宅の売買です。 2 番。●●町2筆。2,506平方メートル。借受人。●●町、●●●●。貸出人。●●市、●●●●。●●●●の賃貸借です。 3 番。●●町1筆。1,983平方メートル。借受人。●●町、●●●●。貸出人。●●町、●●●●。●●●●の賃貸借です。 4 番。●●町1筆。6336平方メートル。借受人。●●町、●●●●。貸出人。●●町、●●●●。農業用施設の使用賃貸借です。 1 番。譲受人はアパート生活ですが、安定した生活を送るため一般住宅を建築しようとするものです。生活雑排水は公共下水道に接続するものです。 申請地は都市計画区域内の用途区域内の農地であるため第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は許可し得ることから転用に問題はないものと考えます。 2 番3 番につきましては、借受人は●●●●1棟を建築するものです。雑排水につきましては、公共下水道に接続。雨水につきましては砕石貯留層を設置して市道側溝へ放流するというものでございます。 申請地は都市計画区域内の用途区域内の農地であるため第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は許可し得ることから転用に問題はないものと考えます。 4 番。借受人は黒毛和牛40頭を新規経営するため牛舎、堆肥舎、パドック等を整備しようとするものです。整備に岩手県からの助成を受けることとなっております。牛舎、

議 長	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。</p> <p>●●町担当委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>5 番似田貝でございます。10月16日、事務局 2 名、担当委員 3 名で現地を確認しました。事務局が説明したとおり、なんら問題がないことを確認して参りました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第58号は原案のとおり可と決しました。</p>
事 務 局	<p>【日程第 8】</p> <p>日程第 8、議案第59号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
議 長	<p>はい。議長。議案第59号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。</p> <p>1 番。申請人。●●町、●●●●。●●町 1 筆。1,620平方メートル。昭和●年から営農組合が管理する農業用倉庫への通路及び作業スペースとして、使用させております。建物はございません。現在は一部アスファルト敷き、残りの面積につきましては碎石転圧した雑種地の状態となっております。</p> <p>2 番。申請人。●●町、●●●●。●●町 2 筆。162平方メートル。昭和●年に住宅を建築した際、農地の一部に家屋が建築されておりました。また、一部を通路として使用している現況は宅地という形になって現在に至っております。今回の申請につきましては、それぞれ農地の部分から分筆登記をされ、適用外証明願が提出されたものでございます。</p> <p>1 番 2 番ともに手続きを怠っていた理由につきましては、農地法の手続きを知らなかったためということでございます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。</p> <p>●●町担当委員お願いします。</p>
1 7 番 委 員	<p>17番菊池です。1 番の件ですが、ここは当地区ですけれども営農組合の農業施設を●年に建築した際に手続きすべきことをしてなかったという部分でありまして、なぜ砂利が転圧された形になっているかということは市道とこの場所を平らにするために当初埋め立てた状況でありまして、農地として使用することは非常に難しい状況にあるということで、雑種地雑草が繁茂している状態ですので、農地にするのはたいへんだという部分があって今回相談を受けた経緯があります。</p> <p>2 番の●●●●さんに関しては●年に新築された場所、農地にかかった分を住宅の東側の一部がかかっているし、住宅に入る進入路の一部が農地にかかっている分を今回、分筆されて手続きをしたということで確認して参りました。以上説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり可とすることにご異議ございません</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>か。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第59号は原案のとおり可と決しました。</p> <p>【協議】</p> <p>次に協議第1号遊休農地等の利用意向調査についてを協議いたします。事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。議長。それでは協議第1号遊休農地等の利用意向についてというもので、ホツキキス留めでありまして、次に様式第13号の1利用意向調査書、裏面に農地における利用意向についてというものがございます。これによって説明をさせていただきます。</p> <p>まず、本利用意向調査につきましては、遠野市農業委員会遊休農地等利用意向調査等の手続き基準に基づいて行うものでございます。調査対象は平成26年度農地パトロールにおきまして、A区分判定した農地、お手元のほうに別紙一覧表がございます。宮守地区についてはないです。A区分がございませんでしたので、別紙の一覧表は添付になってございません。調査方法につきましては、利用意向調査書様式13号の1により行っていただきます。調査者につきましては、市内所有者、農地の所有者が市内の方については農業委員さん方が対面による聴き取り調査を行っていただきたい。市外の所有者につきましては、農業委員会事務局が郵送により調査書を発送して回収するということとなります。そして、回収につきましては、調査書と意向についてを渡していただいて農地における利用意向についてという文書を回収提出をいただくようお願いいたします。調査書につきましては、1筆1枚になりますので、多いところでは一人に20枚渡して20枚回収するようなどころもございます。よろしく願いいたします。提出期限につきましては、12月15日を期限として定めますので、農業委員さんの方々は12月15日までに農業委員会事務局に提出をお願いいたしたいと思っております。留意事項でございますが、利用意向調査書は農地パトロールを行った地区の農業委員さん。さらに委員名簿の一番上に一致している農業委員さんに一括して置きましたので、地区の農業委員さんごとで協議して調査をお願いしたいと思っております。農地所有者が担当地区以外の方の場所もございません。その場合は、その担当地区ごとの農業委員さん同士で協議して調査を行っていただきたい。そしてこれは第69回12月の総会において報告をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。なお、この提出があつてから利用関係の調整を行います。中間管理機構への通知、意向に沿ってですけれども円滑化団体への通知、その他利用関係の調整ということです。調査の記録をこれからやっていくのですけれども農業委員さん方の活動記録カード、これに必ず調査をした場合、回収した場合は記入をお願いいたしたいです。達曽部地区につきましては、全て市外の所有者でございますので農業委員会事務局で発送するということとなります。以上よろしく願いいたしたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
<p>2 3 番 委 員</p>	<p>23番菊池です。通知の相手方が亡くなっているというときは、どのように調査すればよろしいでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局答弁願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。議長。通知の相手方が亡くなっている場合は、その相続人の方がいらっしゃるのであれば、その方にお渡し願いたいということです。その世帯に誰か分からない場合は事務局に戻していただきたいと思っております。調査する相手方が相続人が不明の場合は、よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>2 3 番 委 員</p>	<p>はい。わかりました。</p>

議 長	他にございませんか。
7 番 委 員	7番の白岩です。見たのは自分の地域な訳ですが、相手方は他の地区に居る人。両方で協議をとということですが、そうではなくここで、みんなで決めてやり取りした方が良いのではないかと思います。というのは、松崎に土地はあるが、青笹の人だ。ただこの人は松崎の人間はわからない、行っても誰だかわからない。誰が作っているかわからないということが多くあります。そういうことは地元の農業委員さんがその内容は細かくわかるだろうというように思います。そうすると相手が居なくとも別家に行って聞くとか本家にいって聞くとか隣の人に行って聞くとかということもできると思いますので、ここで、それぞれじゃなくその地域の人に地区の農業委員さんというような形で決めていただければたいへん問題なく進むのではないかと思います。
議 長	暫時休憩します。
議 長	再開します。
事 務 局	はい。議長。これは、調査した担当地区の農業委員さんのほうにお渡しした理由は、その農地を見た。確認している農業委員さんでございます。ですから、いったんそちらのほうにお渡しさせていただきました。そして、実際の所有者の住んでいる担当地区の農業委員さんとお話し合いをしていただいて、実際に誰が当たるのか一緒に当たるのか協議して、農業委員さん方と調整をお願いしたいというのが主旨でございますので、よろしくお願いたします。
議 長	はいどうぞ。
7 番 委 員	雑種地のように荒れているところは、歩けばわかって見て歩いたわけですが、それを正規の畑や田んぼに戻すということになりますと、相手がわかっているほうが分かりが良いだろうというように私は思います。通知も当事者同士で話し合うのではなく、ここで青笹だったら青笹の委員に通知をやれば良いわけですから、分かるわけですから、その当事者で話し合っ嫌だとなったらどこが受けるかということになるわけですから拒否された場合。ここできちっとした方が良いと私は思います。
事 務 局	はい。議長。
議 長	はい。どうぞ。
事 務 局	農業委員さんの今の発言は分かることは分かるのですが、この件につきましては、総会終了後にもう一回議論していきたいと思えます。すみませんがいかがなものでしょうか。
7 番 委 員	はい。
議 長	時間がかかりそうな案件です。他にご質問はありませんか。
1 4 番 委 員	14番菊池です。13号の1の利用意向調査表の住所氏名のところにすぐ「様」があるので名前を書くのにうまくないので作り直して配布して欲しいです。左上です。
事 務 局	はい。議長。
議 長	どうぞ。
事 務 局	利用意向調査書のほうでしょうか。

1 4 番委員	はい。
事務局	実際に封筒に入っているものを見ていただきたいのですが、住所と名前は入れてございます。土地の所在、面積も入っております。よろしく願いいたします。 基準に定めている様式を添付いたしましたので、よろしく願いいたします。
議長	説明用に添付したものです。ご了解お願いいたします。
1 4 番委員	了解。
議長	地区の代表者の方に入っているという状態になっています。他にありませんか。 よろしいですか。
議長	(「なし」の声あり) それでは、質疑がないようでございますので質疑を終結いたします。 協議第1号遊休農地等の利用意向調査については、原案のとおりとすることにいたします。
議員	【その他】 それでは、その他。委員の皆様から意見、提案等ございましたらお受けいたします。 皆さんからなければ、事務局のほうから。
事務局	はい。議長。資料はございません。前総会におきまして、農地を利用集積するにあたって相手方へいくらで賃借するかという部分で標準額を示して話し合いができるようになればいいというお話がございました。それで、地区標準額というものができないものかということでございましたが、標準小作料という制度が平成21年12月15日施行の農地法の一部を改正する法律の施行に伴いまして廃止されてございます。ということは過去においては、収量に応じた小作料を示していた時期もございますが、現在は、それに代わるものとして、参考賃借料ということで、賃借料、実際に賃借している金額の平均値を各地区ごとに参考賃借料として示してございます。現在あるものは、平成25年の1月から12月までの平均賃借料でございますので、現在はこの賃借料を使っているということになります。標準小作料というものではなくて参考賃借料、平均値という部分を示しておりますので、よろしく願いいたします。
議長	よろしいですか。事務局のほうから他にありますか。
事務局長	私のほうからその他といたしまして、先ほどらいお話がありました、米価の下落の問題についてでございます。米価の下落にかかりまして、様々全国的にも論議を呼んでいるところでございますけれども、先にはJAの概算金が大幅に引き下げられたという形で、これについては、JA各地様々な分野でその対策に追われているところでございますが、先の運営委員会のなかで、米価の下落に対して農業委員会として、どういうふうに対応していくかというふうなことを議論いたしました。ついては、情報提供というふうな形にはなりますけれども今その米価の下落の関係につきましては、全国の市が市長が会員となっております市長会という組織があるわけなんですけれども市長会で国のほうで要望していると、今後の米価の下落対策について要望しているということでございますし、農業委員会関係につきましては、上部団体であります全国的な部分については全国農業会議所。そして、県内においては岩手県の農業会議で要望活動を行っているところでございます。これからもですね会長も要望活動のほうに出向いたという部分でございますし、今後についてもやはりそれらの活動は全国農業会議所、岩手県農業会議で引き続き続けていくというふうなことでございますので、全国、県下の農業委員会が統一して行うというふうな取り組みでございますので、農業委員会独自では、それに委ねるというふうな形で、先の運営委員会のほうで話題になったところでございますので、ご報告をしたいこう思います。また、付け加えますと11月28日に市の農林水産振興大会が開催されるわけでございます。それにあたりまして10月16日には各地区で地区協議会

議 長	<p>が開催されまして、農業委員さんも出席されてたことと思いますけれども、そのなかの要望事項ほとんどの地区はこの米価の下落問題が出されたところでございます。要望事項といたしましてですね。ですから、それを今、担当のほうで取りまとめて農林水産振興大会で決議しまして、国に要望していくというふうなことで進めているところでございますので、当然、農林水産振興大会には農業委員会も共催という形で主催者の一つというふうなことで参加して参るわけですので、それについてもそのような取り組みも行う付け加えまして、ご報告とさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他にはよろしいですか。</p> <p>【閉会】 それでは以上を持ちまして第67回遠野市農業委員会総会閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p>(午前10時54分 閉会)</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成26年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 14 番 _____</p> <p>同 15 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>